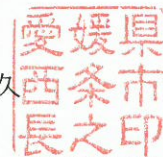


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉田上集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、農事組合法人吉田が広範囲に農地集積をし、水稻、はだか麦、大豆、野菜等の複合経営が行われている。

高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については法人や規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大化を図る必要がある。

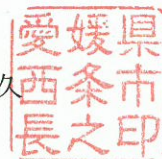
農地中間管理機構を利用した農地の貸借をより活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む

必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

広江集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	12 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区では、農事組合法人広江生産組合が中心となり水稻、はだか麦、大豆等の複合経営が行われている。

高齢や後継者不足により地域内においてリタイアや経営規模を縮小する農業者が出てくることが考えられるが、こうした農地については法人や規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大化を図る必要がある。水稻栽培中心の地域であるが、早期栽培等の特徴を生かしながら地域農業の活性化を図っていく必要がある。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課

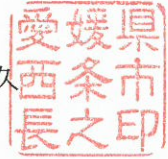
題として捉え、地域内農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

壬生川集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、国安営農集団が中心となり水稻・はだか麦の複合経営が行われている。

高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については規模拡大意向のある営農集団や担い手（中心経営体）に農地を集積していく。

今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

庄内地区（実報寺）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	60.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.8 ha
③アンケートに回答した地区内における65才以上の農業者の耕地面積の合計	7.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.2 ha

5. 対象地区の課題

北川より北側の農地は、狭小・不整形・水はけが悪いなど耕作条件が悪いことに加え、鳥獣被害も顕著である。

農地の所有者が、利用権設定を途中解約して安易に農地を売却する傾向があり、担い手農家の営農計画に支障をきたしている。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

実報寺集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者4経営体のうち稲作を行う3経営体が担うほか、畑地としての利用を図る農地については、農地の利用調整を図りながら、中心経営体である認定農業者1経営体が担う。

また、実報寺集落には、中心経営体の潜在的候補者が一定数存在するため、当該農業者が認定農業者となれば中心経営体に追加することにより対応していく。